

出版健保 8 総発第 6 号
令和 8 年 2 月 2 0 日

事 業 主 各位

出版健康保険組合
理事長 鈴木 一行
(公 印 省 略)

令和 8 年度保険料率について

早春の候 ますますご健勝のこととおよろこび申しあげます。

平素は、当組合の事業運営に格別なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和 8 年度の保険料率につきましては、新たに子ども・子育て支援金が賦課されることにより、下記のとおり、健康保険料率は千分の 96.3 (調整含む)、介護保険料率は千分の 16.0 に変更いたします。

健康保険組合を取り巻く環境は、医療費や高齢者医療制度への納付金等の増加などにより、引続き厳しい状況となっております。

当組合の令和 8 年度事業運営につきましては、中長期的財政見通しを勘案しつつ、保険者として加入者の健康保持増進、疾病予防等の積極的かつ効果的・効率的な保健事業の推進や、実行性のある医療費適正化対策の実施など、保険者機能を一層発揮、強化するとともに、既存の事業の見直しを行い、財政運営の健全化を図ってまいります。

今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

併せて、貴事業所の被保険者の方々にご周知いただきますようお願い申しあげます。

記

1. 健康保険料率及び介護保険料率並びに負担割合

		変 更 後					
区 分	健康保険料率						介 護 保険料率
	一般保険料率等					調 整 保険料率	
	一般保険料率			子ども・子育て 支援金率			
	基 本 保険料率	特 定 保険料率	計				
事 業 主	$\frac{50.650}{1,000}$	$\frac{30.208}{1,000}$	$\frac{18.607}{1,000}$	$\frac{48.815}{1,000}$	$\frac{1.150}{1,000}$	$\frac{0.685}{1,000}$	$\frac{8.000}{1,000}$
被 保 険 者	$\frac{45.650}{1,000}$	$\frac{27.158}{1,000}$	$\frac{16.727}{1,000}$	$\frac{43.885}{1,000}$	$\frac{1.150}{1,000}$	$\frac{0.615}{1,000}$	$\frac{8.000}{1,000}$
計	$\frac{96.300}{1,000}$	$\frac{57.366}{1,000}$	$\frac{35.334}{1,000}$	$\frac{92.700}{1,000}$	$\frac{2.300}{1,000}$	$\frac{1.300}{1,000}$	$\frac{16.000}{1,000}$

		変 更 前					
区 分	健康保険料率						介 護 保険料率
	一般保険料率等					調 整 保険料率	
	一般保険料率			子ども・子育て 支援金率			
	基 本 保険料率	特 定 保険料率	計				
事 業 主	$\frac{49.500}{1,000}$	$\frac{29.927}{1,000}$	$\frac{18.888}{1,000}$	$\frac{48.815}{1,000}$	—	$\frac{0.685}{1,000}$	$\frac{9.000}{1,000}$
被 保 険 者	$\frac{44.500}{1,000}$	$\frac{26.905}{1,000}$	$\frac{16.980}{1,000}$	$\frac{43.885}{1,000}$	—	$\frac{0.615}{1,000}$	$\frac{9.000}{1,000}$
計	$\frac{94.000}{1,000}$	$\frac{56.832}{1,000}$	$\frac{35.868}{1,000}$	$\frac{92.700}{1,000}$	—	$\frac{1.300}{1,000}$	$\frac{18.000}{1,000}$

- 一般保険料率及び調整保険料率は昨年度と変更ありませんが、子ども・子育て支援金率が新たに追加され、一般保険料率の内訳（基本保険料率・特定保険料率）が上記のとおりに変更となります。

※基本保険料とは、保険給付費や保健事業費等のための費用です。

※特定保険料とは、高齢者のための支援金・納付金にあてる費用です。

※子ども・子育て支援金とは、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支えるための費用です。

※調整保険料とは、高額な医療費が発生した健康保険組合への財政的な影響を緩和するための交付金交付事業（高額医療交付金交付事業及び組合財政支援交付金事業）の財源にあてる費用です。

○ 介護保険料率は昨年度から千分の2.0引き下げ、千分の16.0に変更いたします。

※介護保険料とは、介護保険第2号被保険者である40歳以上65歳未満の被保険者が負担する保険料です。

2. 変更保険料率の適用月と保険料の納付月

新しい保険料率は、令和8年3月分保険料（4月15日告知書発送、4月30日納付期限）から適用となりますが、子ども・子育て支援金率は令和8年4月分保険料（5月15日告知書発送、6月1日納付期限）から適用となります。

なお、変更後の保険料月額につきましては、別紙「標準報酬月額及び保険料月額表」のとおりとなります。

この変更内容につきましては、機関誌「すこやか」3月号でお知らせいたします。

お問い合わせ：業務部適用課 TEL 03-3292-5005

大阪支部業務課 TEL 06-6944-4300